

## 裁判員経験者意見交換会議事録

1 日時 平成27年11月12日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所 宇都宮地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者

参列者 野 山 宏（宇都宮地方裁判所長）

司会者 松 原 里 美（宇都宮地方裁判所刑事部総括判事）

裁判官 水 上 周（宇都宮地方裁判所刑事部）

検察官 三田村 朝 子（宇都宮地方検察庁検事）

弁護士 浅 木 一 希（栃木県弁護士会所属）

裁判員経験者

1番 女性（平成27年1月に傷害致死被告事件に関与）

2番 女性（平成27年3月に強姦致傷等被告事件に関与）

3番 男性（平成27年3月に強姦致傷等被告事件に関与）

4番 女性（平成27年5月に殺人未遂被告事件に関与）

5番 女性（平成27年5月に殺人未遂被告事件に関与）

6番 男性（平成27年7月に強盗致傷被告事件に関与）

7番 女性（平成27年7月に強盗致傷被告事件に関与）

8番 女性（平成27年7月に強盗致傷被告事件に関与）

9番 女性（平成27年7月に強姦致傷被告事件に関与）

4 議事要旨

別紙記載のとおり

以 上

(別紙)

参列者

皆さん、こんにちは。宇都宮地裁所長の野山です。

本日は裁判員を実際に経験していただいた方に裁判員の仕事そのものとか、それがまた普段の生活に与えた影響ですとか、裁判員の御経験に関するいろいろなことをお伺いして、また今後の裁判員制度の運営に役に立てたいと、こういうふうに思っておりますので、御自由に気軽にいろいろ意見を言っていただければと思います。今日の検討会がいい機会になることを祈っております。

簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

司会者

当庁刑事部の部総括をしております松原と申します。よろしくお願ひいたします。当庁合議体が2つございまして、そのうちの1つの合議体の裁判長もやらせていただいています。本日お集まりいただきました皆様は、一緒に合議を組んでいただいた方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃいますけれども、いろいろお話を伺って参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、本日の予定をざっと御紹介した上で始めたいと思いますが、まずはこれから検察官、弁護士の先生、それから裁判官も1名来ておりますので、それぞれの紹介をしてもらって、あとは御出席の皆様の担当事件の確認をさせていただきながら、それについての全体的な御感想をまずは一通り伺っていきたいと思います。

それから、具体的な話題事項として、順番としては公判審理について、公判審理というのは法廷でやった事柄ということですがけれども、そのことについての話を伺って、それから評議についての御意見や御感想などを伺って、最後その他、いろいろな御意見を伺うということなんですけれども、全体的に言うと裁判員として参加することについて何か支障があったか、どんな支障があるのかとか、参加できなかった方は多分どんな支障があるのかとか、そんなこともわかる範囲でお伺いできた

らなと思います。どうぞよろしく願いいたします。それではまず、検察官から簡単に御紹介いただけますか。お願いします。

検察官

宇都宮地検で検察官をしております三田村と申します。

私は、今年の4月から宇都宮の検察庁で勤務をしております、主に裁判員裁判の担当ということをやっております。今日参加されている裁判員の皆さんの中には、私が担当した事件の裁判員で入られていた方もいらっしゃるようにお見受けしておりますが、普段は我々検察官は裁判員をされた方が実際に審理あるいは評議等を経験されてどのような御感想をお持ちなのかということを経験する機会というのは、このような意見交換会がなければほとんど持つことがありませんので、本日は検察官に対する厳しい意見でも何でも構いません。忌憚のない御意見や御感想を聞かせてくださればと思います。よろしく願いいたします。

弁護士

栃木県弁護士会の浅木と申します。

私もこの会に出るのが3回目ぐらいになるんですが、ただ、弁護人というのは検察官の方や裁判官の方と違しまして、1件1件裁判員を経験している件数が非常に少ないというのがございまして、これまで出たときには自分が経験したのはなかったもので、その弁護人じゃないとわかりませんといったような言い訳が使えたんですが、今日出席の方を拝見いたしますと、私が担当した事件の裁判員の方もいらっしゃるということで、昨日は緊張してあまり眠れなかった状況でした。

先ほども申しましたが、何せ個々の件数が少ないと、経験が絶対的に足りていないという状況が弁護人が特に続いておりますので、今日の貴重な御意見を伺いまして、自分自身はもとより、会に持ち帰りまして、会全体としてよりよい弁護活動をするために資料とさせていただきたいと思いますので、本日はよろしく願いいたします。

裁判官

宇都宮地裁の刑事部の裁判官の水上と申します。

皆さんの中には、一緒に裁判のときに合議を組ませていただいた方も何名かいらっしゃるということになりますけれども、事件を担当していただいているときはその事件の結論を出すために集中して議論をしているというところがありますけれども、今日はちょっとそこから離れたところで、実際に参加されてどうだったのか、あるいは裁判がわかりやすかったのか、わかりにくいところがどこかなかったのかというところを率直な意見をお伺いできればなと思います。よろしく願いいたします。

司会者

それでは、早速御感想を伺うということにしたいと思います。まずは、多分1番という番号札を見た途端に諦められていると思いますが、1番さんから順番にとりあえず伺っていきたいと思います。

まず、1番さんが御担当になった事件というのは、今年の1月に裁判があった事件で、被告人が19歳の少年で、自分が運転する運転席のドアの窓ガラスに手をかけてしがみついていた被害者を振り落として逃げようとして速度を上げて、結局路上にその人を転倒させてしまって死亡させたと、そんな事件だったかなと思います。そういうことで間違いないですか。

1番

はい。

司会者

その件について何か一般的にというか、総合的なざっくりとした御意見でいいんですけど、今御感想などを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

1番

感想的には、年齢が19歳という被告人だったので、少年法ぎりぎりだったので、すごくかなり悩んだ案件というか、事件でした。家に帰ってくると無性に甘いものが食べたくなくて、結構帰りにプリンとか買って食べていたような記憶が、それだ

け糖分，頭を使っていたんだなみたいな感じの事件でした。

司会者

ありがとうございます。難しかったということですね。

1 番

はい，難しかったです。

司会者

後で難しさの内容についても徐々にお伺いしたいと思います。ありがとうございました。

次は，2 番の方ですが，2 番の方と3 番の方は担当された事件が同じ事件だと思います。これは，今年の3月に行われた裁判員裁判ということで，事案としては被告人が他人の住居に侵入して行った強姦致傷1件と，それから強姦1件，盗撮ののぞき2件という事案でよろしいですかね。

公訴事実に基本的には争いはなかったけれども，何か細かいところに少し争いがあったというような事件でよろしいですか。侵入目的とか，スタンガンを持っていた理由なんかが検察官が言っているのと弁護側が言っているのは一致していなかった，そんなような事件だと聞いているんですけど，そういうことですかね。

それでは，そういう事件を御担当いただいたということで，同じように全体的な御感想で結構ですので，2 番さんからお願いできますか。

2 番

今回の事件は，女性にとってやっぱりつらい事件で，まして3月3日，ひな祭りの日に起きた裁判だったので，ちょっと女性としてはショックだったかなという部分もありますし，やはり同じぐらいの子供がいるので，ああ，自分の息子だったらどうしようとか，自分の娘が被害者だったらどうしようとか，いろいろ考えながらこの裁判に参加させていただいたんですが，やっぱり話が合わなかった，先ほど言ったようにスタンガンとか，弁護士とやっぱり意見が違うというところもあったし，その部分ではもう少しきちんと具体的に調べた上できちんとやっぱりやっていただ

きたかったなというのはありました。

司会者

具体的に、そこが争点にはなっていなかったけれどもということですか。

2番

そうです。

司会者

そこが何かぴんとこなかったところがあるということですか。

2番

そうです。

司会者

その点も後で伺いたいと思います。それでは、3番の方、お願いします。

3番

最初裁判員に決まったときに、当然裁判員って結構殺人事件とかの悲惨な写真を見せられるとか、そういうような話を聞いていたんですけども、事件が強姦致傷ということで、特にそういう悲惨な証拠写真みたいなやつは見るのがなかったものですから、その辺は少しよかったと言ったら変ですけども、普通の気持ちでできたかなというふうに思います。ただ、実は被害者の方のお住まいが割と私の住んでいるところの近所だったものですから、こういう本当に身近なところで起きる事件というものもあるんだなというのが、今までそういうのって全然考えたことがなかったんですけど、改めて割と身近なところでこういうことが起きるんだなというような感想を持ちました。

司会者

ありがとうございます。では、後で悲惨な写真についてどんな予想を持っておられたのか、具体的にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

次が4番さんと5番さんがやはり同じ事件を御担当になったかと思います。4番、5番の方が御担当になった事件は、今年の5月ころに行われた裁判員裁判というこ

とで、事案としては被告人が自宅の敷地内で実父である被害者に対して殺意を持って背後からその腰を包丁で1回突き刺して、入院加療26日間が必要な傷害を負わせた、ただ殺人としては殺人未遂だったと、こんな事案だったかと思います。それでは、御感想など総合的なことをまずはお伺いできますでしょうか。4番さん、お願いします。

4番

自分では仕事にその後生きてきたということで非常にありがたかったなということと、あとそのときの視野が広がったということ、それがとても自分としてはよかったかなと思います。あわせて、裁判員は守秘義務があるんだということで、感想はいいんだよということなので、それとなく聞かれたんですが、感想だけは申し上げましたけども、そういうときにかたくなに守秘義務があるんだから、私は聞かないから、言わないでというふうな言われ方をした上司に当たる人がいたものですから、それって裁判員の制度をよく理解する上ではマイナスになるのではないかななどと生意気にも思ってしまいました。以上が感想です。

司会者

ありがとうございました。要するに守秘義務について過剰な反応をされているということがあったんじゃないか、そういうことですか。

4番

はい。

司会者

その件についても、最後のほうになるかと思いますが、ぜひお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、5番さん、お願いいたします。

5番

担当した案件というのは、家庭の中のことでしか知り得ない事情だったりとか、普段の親子のやりとりだったりとか、そういった結構特殊と言ったらおかしいんですけど、表立って目に見えることではない案件だったので、そこに対する量刑を決

めるということがすごく大変だなというふうに率直に感じました。やっぱり親子関係って家庭それぞれに違う部分というのがありますし、そこに対して自分たちが刑を科すという責任の重さを感じながら5日間やりました。

司会者

ありがとうございます。5日間やって大変だったなという感じの帰結ですか。

5番

大変ではあったんですけども、すごく貴重な体験になったなというふうに、自分の人生の中でこういった経験ってそんなないだろうなって思いながら、そう思う反面もありました。

司会者

ありがとうございます。この事件は、後で何うことがあるかと思ってお聞きするんですけども、何か刺激的な写真みたいなものはあったんですか。

5番

凶器になった包丁。

司会者

包丁があったんですか。

5番

はい。

司会者

包丁だけですか。

5番

あと、ちょっと傷口程度の写真。

司会者

わかりました。ありがとうございます。その点について後で伺おうと思います。次に、6番、7番、8番さんはお三方とも同じ事件を御担当いただいたということで、これから確認をさせていただきますが、お三方が御担当いただいた事件は、被



告人がコンビニで万引きをして外に出て、そこで店員さんに呼びとめられて逮捕されそうになったから、殴ったりしてけがをさせたと、そんな事件だったということでもよろしいですかね。この件について、詳しいことはまた後で具体的なところをお伺いしようかと思えますけれども、総合的な御感想などを順にお伺いしてよろしいですか。6番さんからお願いできますか。

6番

総合的な感想というか、本当に無責任といえば無責任な感想になってしまうんですけども、あっけないというか、その事件は強盗になるのか、それとも泥棒と傷害になるのかというところが大きな分かれ目だったと思うんですけども、多分被告人というのか、犯人というのか、その方からすると大して何の考えもなく万引きして、その後店員さんに追いかけられたから、やっちゃったという、あまり悪い意思があっただけではなくて、たまたま何も考えないでやったことがそこまで重大な行為だというふうに法律上は評価されるんだということを裁判員を通して初めて知ったというか、世の中生きていくのは難しいなというのが率直な感想です。

司会者

いわゆる事後強盗というもので、こういう形態も強盗なんですよというところから説明の始まった事件だったわけですね。ありがとうございます。では、具体的なことはまた後ほど伺いたいと思います。7番さん、いかがでしょうか。

7番

私は、裁判員に選ばれて、勉強になったと思うんですけど、もしこういう相手の被害者がけがとかしたりして、もしうちの家族がこういうコンビニとかお勤めしてなったらちょっと不安な感じもしたし、こういうことはあってはいけないことだし、法律でこうやって裁いてやらないとやっぱり被告人はそれでいいのかなと思ってやっちゃうから、やっぱりこういう裁判員制度があったほうがよかったかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。裁判に関与するというのは、結構負担な感じだったですか。

7番

はい。

司会者

だけど、やっぱり必要なんだなと思ってくださった、そんな感じですか。

7番

必要だなって思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、8番さん、お願いします。

8番

最初事件の罪名を聞いたときに、強盗致傷罪といってもものすごく重たい罪なんだなという感じを受けましたが、いざ、コンビニで泥棒して、それを振り払ってけがをさせた、これは罪名と違ってちょっと軽く中身は感じたんですけども、やっぱり日に日に法廷に出まして、検察官の方、弁護人の方、いろいろ話を聞いていくうちに、これは内容はとても重たいことなんだなということを日に日に感じていきました。そして、被告人がなおかつ前科があるということで、またこれもとても深い、重たいことなんだなということを毎日感じて裁判に臨みました。終わってからはとてもすがすがしいというか、やり遂げた達成感、そして誇りみたいなものを感じて、とても幸せと言ったらちょっと大げさかもしれないんですけど、とても満足、誇りに思っ、ありがたかったということを感じました。

司会者

ありがとうございます。

やはり、こういう事件は普段考えているよりもこんな重い罪に当たるのかというところが皆さん衝撃的なところで、ただそういうものをしっかりと判断していただいて、最終的には達成感を持っていただいたということですかね。また具体的など

ころを伺いたいと思います。

最後になりましたが、9番さんですが、お一人で恐縮ですけれども、裁判長がいますので、安心してください。9番さんが御担当になったのは、今年の7月ですね。まだそんなに日はたっていません。7月に行われた事件で、外国人の事件だったですね。外国人である被告人が深夜に公園のトイレに被害者を連れ込んで強姦しようとしたけど、失敗してけがをさせたと、こういう事案でした。外国人なので、通訳を介して公判が行われていた事件ですね。御感想をまずはお願いできますでしょうか。

9番

私は、普段ニュースとか新聞とかもよく見ないので、選ばれたことにちょっと場違いじゃないかなと思ったことから始まったんですけれども、どんどん気持ちが変わってきまして、被害者と被告人の御両親のほうの気持ちも考えてしまって、御両親の気持ちなんかも変わって、裁判に対する気持ちもいろいろ変わってきて、最終的には本当に裁判員をやらせていただいて、貴重な経験をさせていただいて、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

司会者

ありがとうございます。最初はやっぱりあまり新聞や何かで事件性のあるようなものにはそんなに御興味がなかった感じですか。

9番

興味がないというか、自分には遠いところだろうなというのがあって、事件とかそういうことはちょっと遠いところなんだろうなと思って、普段の生活では、ああ、そうなんだぐらいしか、大変だねとか、お気の毒にぐらいしか考えなかったんですけど、この裁判が終わってからは随分成長したと思います。

司会者

その成長ぶりを後で具体的にお伺いしていこうと思います。よろしく願いいたします。

一通り皆さんに口火を切っていただきましたので、それぞれ御経験、御感想を伺いたいと思います。これから具体的な話題事項についてお伺いしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど申し上げましたように、まずは時系列的にといいいますか、まず何があったかという、法廷に入って審理を見たり聞いたりするということがあって、その次に評議があったということになると思うので、法廷での出来事についての御意見や御感想を伺いたいと思います。

法廷も順番があって、最初に冒頭陳述というのがあったのは覚えておられますでしょうか。最初に検察官と弁護人がこの事件がどういう事件で、それぞれどういう証拠で立証しますよとか、どこが争点になっていますよとかいうことを示すような場面だったと思いますけれども、メモも配られたかなと思いますけど、そういうことをちょっと思い出していただいて、それについての御意見などを伺っていきたいと思います。その順番で次が証拠調べとかで、そういうふうに伺っていきますので、お願いします。

まず、一番最初の検察官、弁護人の意見、冒頭陳述と言われるところですね、この点についてですけども、順番としては最初に検察官だったと思いますけれども、検察官の冒頭陳述についてどんなことを言われたか、つまり事件の中身ではなくて、ポイントがどこですよとか、こんな事件ですよとか、こういう証拠よく見てほしいみたいなことを言われたかどうかというところからちょっと記憶を喚起していただいて、御意見などいただきたいんですが、どの事件でも恐らく同じような取り扱いをされていると思うので、担当検事などが違っても皆さんから御意見伺うと参考になると思うので、伺いたいんですが、どなたか検察官の冒頭陳述についてわかりやすかったとか、わかりにくかったとか、どういうところがわかりやすかった、どういうところがわかりにくかった、こんな御意見をお持ちの方はいらっしゃらないでしょうか。

はい、どうぞ。4番さん、お願いします。

4 番

公判前整理手続というんでしたっけか、それをしてくださるから、非常にわかりやすくなっていたんだと思うんですが、検察庁の方の様式がたしかA4、1枚ぐらいの中に図式があって、争点何、これ何、何ということまで箇条書きで書いてありましたので、私は非常にわかりやすかったと思います。

司会者

検察官の冒陳はわかりやすかった。

4 番

はい。

司会者

ほかにいかがでしょうか。3番さんお願いします。

3 番

私たちの場合は、午前中にまず選任をやって、その後すぐに午後から裁判が始まって、今言われたことが始まったんですけれども、何しろ決まってすぐということもありまして、内容的には今言われたみたいにわかりやすいものを聞いていたんで、あれだったんですけど、意外と舞い上がっているところがありまして、まずそこから1日目というか、その部分は半分あつという間に終わったといいますか、中身云々よりも自分のほうが舞い上がっていたというほうが正確な感じでした。

司会者

わかりました。ありがとうございます。今日おいでいただいた皆さんの中に、1日目にすぐ審理が始まったという体験をされた方は何名いらっしゃいますか。

2, 3 番

(挙手)

司会者

2番さんと3番さんの事件だけですかね。事案によって午前を選任して、午後からすぐ審理に入るというものと、選任は別の日にやって、明日からお願いしますと

か、来週お願いしますとかというふうに何日間かあいているものと2通りあるんですけれども、3番さんが御担当になったのは、午前選任して、当たっちゃったという状態で、お昼はここでお弁当を食べていただいたんですか。

3番

そうです。

司会者

午後からすぐ法廷で、最初に冒頭陳述が始まったという感じになったわけですね。

3番

はい。

司会者

2番さんも同じ状況だったと思いますが、どんな御感想ですか。

2番

来て、午前中決まって、あっという間にどんどん進んでいってしまって、もう今日終わったみたいな感じでしたけど、わけもわかんなく1日を過ごしちゃったみたいな感じだったので。

司会者

やっぱりその日に朝選ばれて、午後からいきなり仕事が始まっているとなると、結構心の準備はできていない感じですか。

2番

そうですね。

司会者

ほかの方々は別の日に選任手続をされていると思いますけども、そのあたりはいかがでしょうか。逆に言うと日数その分増えているんですよね、別の日にやった方は。なので、日数が長くなるんだったら縮めてすぐやっちゃったほうがいいというお考えもあるかなとは思いますが、そのあたりの御意見どなたかいらっしゃいますか。6番さん、お願いします。

6 番

選任から裁判始まるまでというのは、いろんな仕事を持っている人で状況が違うと思うんですけども、私の場合選任されて、それから一月とかある程度日数を置いていただいたほうが仕事の休みがとれたりとか、調整がきくので、ありがたいのかなという、それはその人の仕事、仕事ですぐのほうがいいという人もいたりするとは思いますが、たまたま私の場合は選任してからある程度期間を置いて裁判が始まるほうが調整のほうはしやすいかなという。

司会者

それは、仕事の調整をするには早いほうがいいというのと、あまり早いと負担だけがのしかかる、そんなことはないですか。行かなきゃいけないんだというのを1か月抱えるというのは。それはどんな感じですか。

6 番

その辺は、いろいろ考え方があるとは思いますが、例えば、ちょっと話が変わっちゃうかもしれないですけども、裁判をするに当たってこういう物の考え方が必要だとか、そういうある程度準備期間というか、いきなり素人の自分が行って、裁判官の方からこれはこういうものですって説明されて、それを頭の中で咀嚼して、じゃ今回のことに適応しようということはやっぱり結構厳しいというか、頭が疲れちゃうので、ある程度今回担当する事件はこういう事件なんですけど、今まで裁判所としてはこんな感じで、こういうときにはこういう理屈があるんですとかというのをざっと紙か何かでもらって、ああ、そうなんだなという準備期間があって、裁判に入るというほうがなかなかわかりやすいのかなという、わかりやすいというか、自分の中で状況をかみ砕いて判断できる素地ができるのかなというふうに。

司会者

単純に選任が早ければいいということだけでもなくて、その間に何か資料でもあって、少しは準備ができたほうがいいかなということですか。

## 6 番

ちょっと評議の進め方の話に入ってしまうかもしれないんですけども、裁判官の方がすごく、多分今までとは、裁判員裁判ではない裁判とは違って、ぶっちゃけた話、素人相手にリードしていかなくちゃいけないという余計な負担をかけてしまうのではないかなというのがあるって、その辺考えると、ある程度裁判員になる人も事前に勉強しておいてもらってというほうが効率的になるというか、いいのかなというのが印象です。

## 司会者

ほかの御意見の方は。9 番さん、いかがでしょう。

## 9 番

私は老人施設で働いているんですけど、夜間帯のほうも、夜勤のほうもやっています、選任されてから次の日からの裁判員だったので、会社のほうはどうぞ行ってきてくださいって言うてくださったんですけど、現場のほうはかわりに夜勤をやってくれた人がいまして、人数的にも少ないので、それは大変だったみたいで、2 人の方がかわってくれたんですけど、1 人の人がちょっとやっぱり無理で、体調を崩したりとかあったので、ちょっとシフトを組むのも大変なので、ちょっと間があいていたらよかったかなって。

## 司会者

基本的には選任手続においていただくときにある程度の調整はしてきていただいているかなというふうに裁判所としては思っているところがあるんですけども、実際にはやっぱり当たっちゃったら調整しようという感じでおられる方が多いんですかね。わかりました。それはよくこちらもお伺いした上でいろいろ工夫したいと思います。今の点、たまたま選任手続と公判審理の開始との期間がどのくらいあったらいいのかとか、その日 1 日でいいか、そっちのほうに話が行きましたけれども、その点は皆さん、今みたいな御意見で大体同じような御意見ですか。どなたかの同じような意見ですか。



4 番

1 1 月ごろにお手紙いただきますね、最初に。まさかと思いながら辞退します、その次のときも出すときも辞退しますとかというふうに、まさかまさかと思っているうちに来てしまう、選ばれてしまうわけですけど、そのときに資料がたくさん入っていましたよね。冊子とCDがついていました。あれが非常に私は参考になりました。あとはもっと詳しく知りたい方のためというのがついていました。ですから、この話があったときにはまさか選ばれないだろうと思いつつ、もし選ばれたら困るなと思ったので、必死になってまずCDを見て、漫画のやつを見て、それから詳しく知るためというのを見て、あとは自分で幾つかあった資料を見ながらやったので、私としてはお手紙が来た時点で覚悟を決めておかないといけないなと思いました。まさかまさか選ばれない、多分私は選ばれない、ここに該当するかもしれないと思って、何度も裁判所にも・・・。

司会者

辞退を申し出ていらしたんですか。

4 番

はい、そうです。

辞退、辞退、2回辞退したから、3度目も大丈夫と思ったら、それは最終的には裁判所が決めますからというので、当たりませんようにと祈っていたらしっかり当たりましたので、でも本当に私としてはいい経験でありましたし、よかったと思うし、図らずもしっかり資料を読めましたから、それは選ばれた時点で11月にいただいた2つの冊子のございましたから、それは来たら読んでいただくというふうにしたほうがいいんじゃないんでしょうか。生意気なことを申し上げました。すみません。

司会者

ありがとうございます。よくわかりました。2番さん、何か。

2 番

先ほど9番さんが言ったように、仕事で選任されてから少し期間あったほうがいいというふうにおっしゃられたんですけど、私パートなんで、1月に宇都宮の裁判所のほうから3月3日から4日間ありますよというお知らせはいただいています。その4日間を休みをとらなきゃいけないんです、前もって。2週間前に出さなきゃいけないので。またここで抽せんがあつて、選ばれなかったら次の日の仕事がないんです。残りの3日間の仕事がないんです。ということは、お給料が入ってこないということなんです。だから、そうではなくて、本当に確実にこの日の裁判にあなたは出てくださいというふうに決まってからのほうが、通知はそれのほうが、またここで抽せんをするのではなくて、そういう方ってたくさんいらっしゃると思うんです。女性の方、パートさんでしたら。人の仕事を削って私、明日出ますというわけにはいかないので。だから、完全に抽せんを選任された時点で結果での通知のほうが今回私はよかったのかなと思います。

司会者

そうすると、少なくとも今のやり方でいうと、選任はなるべく早くやってしまつて、選ばれたということがわかった時点で休暇届を出せるぐらいの余裕があったほうがいいということですか。

2番

そうです。完全に裁判員に選ばれましたよという通知のほうが、またここで抽せんではなくて。

司会者

制度上、抽せんはしなきゃいけないことになっているんです。なので、こちらで勝手に抽せんして、当たった人にだけ当たりましたという通知を出すというのができないんです。ただ、もっと前倒しして、当たったということがわかってから仕事の調整をするのでも間に合うような時期であればそういう御負担は少し軽くなるということですか。

2番

そうです。

司会者

ありがとうございます。よくわかりました。

それでは、冒頭陳述の話にちょっと戻させていただきますが、わかりやすかったかという話で、わかりやすかったという方と、わかりやすかったんだけど、当日だったから、舞い上がっていたから、全体的に見ると1日目は何をしていたかなって後から思うと思いますと、そんな話でしたかね。

ほかの方で、検察官の冒頭陳述について、わかりにくかったという方はいらっしゃいますか。大体多分A4、1枚で図のような形で、文章で書いてあるけれども、ポイントが図示されているみたいな感じのものだと思うんですけども、それ自体の様式とか中身はわかりやすかったという御評価ですか。皆さんうなずいていただいています。5番さんはそうでもない。

5番

検察側の冒頭陳述と弁護士さん側の冒頭陳述とすごく図式にしても文面にしても対照的だったなという印象がすごくあって、検察側はわかりやすかったんですけど、弁護士さん側は結構長文がつつら、つつらって書かれていて、論点とか争点、そういったものが若干こちらにはわかりにくくなって感じた部分があったんです。難しい漢字とか、普段聞きなれない言葉の羅列がたくさんあったりなんかして、これってどういう意味なんだみたいな考えさせられてしまう内容だったりしたので・  
・・。

司会者

一概に全部わかりやすいわけではないということですか。

5番

そうです。かみ砕いて言えば、多分検察側の人が言っているようなことを言っているんだろうなって思いながら解釈したという形だったので、結構対照的だったなとは思いました。

司会者

これは浅木先生が御担当ではなかったのですが、伺っておきたいと思いますが、一般的にいかがでしょうか。

弁護士

確かに恐らくこれまで裁判員裁判になる前の裁判，そもそも冒頭陳述を弁護側がすることはないですけど，弁護側の書面，基本的にはお聞きになったような書面を昔は読んでいたという状況だと思います。

一応裁判員裁判になってわかりやすくというのは皆に周知するようにはしているんですけども，なかなかやっぱり，言い訳じゃないんですけども，やっぱり，年1件やれば多いほうです。1件，2件やれば多いほうなんです。ですから，例えば検察官の方のわかりやすい書面を見て変えようかと思ったとしても，次の年かその次の年ぐらいにならないとできないような状況なので，なかなかそれを生かす機会がないということは言い訳をさせていただきます。

ただ，御指摘はごもっともだと思いますので，会のほうに持ち帰って，再度皆にわかりにくいと言われてますと，全国的にわかりにくいと言われてるという話も聞いておりますので，伝えておきたいと思います。

司会者

一般的に弁護士さんは冒頭陳述の中で特にどういうことを意識してなさっているかということをお紹介いただけるといいかなと思うんですけど。

弁護士

私個人の話でいえば2通りあると思います。

1つは，例えば検察官の方が想定するものとは別のストーリーが成り立ち得ると，例えば検察官の方は家に入って包丁で刺したんだというところを，それはそのときには全然違う場所においてアリバイがあるんだとか，そういうような別のストーリーができる場合は，その紹介という話になるのが多いのかと思います。

ただ，そういうことがあまりなくて，ほとんどの場合は検察官の方のストーリー

と重なる部分が多いと。そういう場合には、特に弁護側として主張したいところ、  
弁護側として着目してもらいたい点についてポイントを絞ってやるというのを少な  
くともうちの会では推奨はしています。

司会者

ということなんだんですけど、そのところは5番さんから見るとその事件で  
はあまりよくうまくかみ合っていなかった感じなんですか。

5番

また角度が違うというか、検察側の主張と弁護人側の主張で角度違った見方が  
できたのは確かにそれはあると思います。

司会者

それは見えていた。

5番

はい。

司会者

その部分は成功していたんですね。

5番

はい。

司会者

ただ、全体に分量とか、文字の難しさとか、そっちですか。ビジュアル的に若干  
難しかった。

5番

ちょっと難しかったです。

司会者

ほかの方々もどちらかというところこの部分は皆さん似たような印象ですか。

6番

ちょっとへそ曲がりな意見になっちゃうかもしれないですけど。

司会者

はい，どうぞ。6番さん。

6番

あまりわかりやすい資料だとぱっと流れちゃって，自分の中に入ってこないというか，逆につっかえつつかえのほうがどういう意味かなというふうに考えるので，よく考える機会になるというのがあるのかなと思って，それがちょっと簡単過ぎるというの。

司会者

わかりました。ちゃんと考えるようにしむけているのは大事じゃないかということですか。

6番

そうです。いろいろ一般市民が裁判に参加するということで配慮していただいているということだと思っんですけども，あまり簡単になっちゃうと，元のものから簡単なものに抽出されてしまっているところで，本当にそうなのかなという不安な部分というか，出てきてしまう。

司会者

整理し過ぎ感があると若干不審を持つという感じですか。この整理が本当に当たっているのかと，そういう感じも持つということですか。

6番

はい。

司会者

わかりました。じゃ，そういうことだそうなので，我々も・・・4番さん，どうぞ。

4番

5番の方と一緒になんですが，あまりにも今6番の方がおっしゃったように体裁的にも違うんです。ずらっと並んで物語的に書いてくださった。ところが，今日落ち

ついて見ましたら、冒頭陳述の中にも見出しがちゃんと書いてあったんです。これこれであって、何とかで、最後の情状酌量云々かんぬんというのであったので、確かめて、これ前のでしたっけって確認したんです。そうですよとおっしゃって、そのときにはもういっぱいいっぱい、長いな、要するに何とかというふうにして思っで聞いていたんですが、やはり文章のところに見出しが5段、6段ぐらいに分かれていたので、それはやはり配慮がなされていたんだなと思って、ちょっと考えを改めようかなと。長いなと思って、でも普通一般的にあんなふうに冒頭陳述で長いよなと思いつながら、特に・・・そんなところですよ。

司会者

とにかく初めて見る出来事で、そこで紙が出てきて、それを読んで、それを一遍に理解しろと言われてるわけなので、ちょっとでもわからないことがあると、そこでつまづいてわからなくなると、あとはただ長いだけということにもなるのかなと思いますけども、そのあたりですかね。

1回やってみたら、2回目だったらもっとわかりやすいということはあるのかも知れませんが、皆さんが1回目だということについて考えると、やっぱり文章が多かったり、分量が多かったりすることは不利だという感じですかね。

冒頭陳述については、最後の1問にしたいんですけども、結局その判断のポイントとか、どこの証拠を見ておけばいいのかとかというのは冒頭陳述でわかりましたか。皆さんうんとは言っていたら、そんな感じですか。2番さん、3番さんが若干首をひねっておられますが。

3番

もともとの我々がやった裁判はもう被告人の方も犯行を認めていましたし、事前に裁判官の方と検事の方と弁護士の方でストーリーみたいなのがある程度できていたみたいで、もう既に証拠もこれとこれというふうには決まっていた、争うポイントもこのところですよというのはある程度教えてくださっていたんで、そんなにわからないとか何とかというのはなかったです。ただ、逆にもうそんなところまで話

が進んでいるんだという、そういうちょっと違和感がありました。

司会者

その場合は、法廷で被告人が何か言ったというのは覚えておられますか。争うとか争わないとか。

3番

被告人の方は、特にその辺を争うというのは言っていなかったです。

司会者

わかりました。裁判員裁判の場合は、特に全件、公判前整理手続とあって、争点を確定したり、そのために必要な証拠を整理して、どういう証拠を公判廷で取り調べるかということでもう既に決めてあるので、そのことをおっしゃっているんだと思いますけれども、そうすると争いが無い事件であれば、特に被告人が何も言わなかったということであれば争いが無いということなので、問題は刑をどうするかというところだけだと、そんな感じだったんですか。

3番

そうです。それは、最初から裁判官の方もこれはあくまでも刑を決める裁判ですからというような話をされていました。

司会者

そういう場合だと、そんなにポイントという問題は起きなかったということですか、逆に言うと。

3番

冒頭のときにはそういうのは特に。

司会者

この件について検察官、弁護人から何か御質問、御意見等ありますか。

検察官

大丈夫です。

司会者



よろしいですか。

弁護士

はい。

司会者

それでは次に、証拠調べに入りたいと思いますが、まず証拠調べて何だったかちょっと思い出していただきますけれども、冒頭陳述というこれからこういう証拠で証明しますよという話が終わった後で、検察官のほうで多分最初は紙の書面を朗読されるということがあったと思うんです。

それが幾つか続いた後で証人が出てくるというようなことがあったかなと思いますけれども、その両方を含めて、あとは被告人質問というのもあったかと思えますけれども、その全体を含めて内容が理解できたかできなかったかという点でいうと、何か印象を持っておられる方はいらっしゃいますか。

これはわからなかったなとか、具体的に記憶としてここはすごくわからなかったというのが印象的なんだけどみたいなことがあるかどうかですけど。特別そんな感じではないですか。全体的に法廷で行われていること、読まれている書類の中身とか、証言の中身とか、それは理解できるような感じで行われていましたか。どうですか。9番さん、どんな感じですか。

9番

裁判が初めてだったので、比べるものがなくて、わかっているのかわかっていないのかが自分でわかっていないんです。理解しているのかなということがわかんなくて、一生懸命、一生懸命メモをとるんですけど、後で読んでみるとどういふことなのかなというのは結構最初のころはありました。

司会者

それは、冒頭陳述で例えばこの証拠を見ておいてくださいとか、ここが判断して欲しいポイントですよというのが出ていても、証拠調べになるとわかりにくくなるかなというところですか。

9 番

自分のメモ書きが何かちょっといいかげんというか、普段聞きなれていないような言葉だったので、メモをするのが一生懸命で、肝心なところが結構抜けていたところが自分にはあったような気がして、後でああ、しまったなということが何回かありました。

司会者

証拠の量は多かったですか。

9 番

それは大丈夫でした。

司会者

そうすると、やっぱりポイントがつかみにくいということはあるんですか、証拠そのものの中で。

9 番

そうですね。

司会者

メモはざっととられちゃうんですね。

9 番

はい。

司会者

そうすると、どこがポイントだったかなというのがわかりにくくなるというようなことですか。

9 番

はい。

司会者

ほかに証拠に関して、例えば証人尋問でよくあるアンケートで、何を聞いているのかよくわからなかったというアンケートの回答があるんですけど、証人尋問につ

いて何か御意見などお持ちの方いらっしゃいますか。

参列者

しゃべっていることはわかるけど、何でこんな質問するのかわからなかったとか、そんな話でも結構ですけど。

司会者

4番さん、どうぞ。

4番

証人尋問で検察官が尋ねたりしますけれども、必要最小限のことしかおっしゃらないような気がするんです。

ついついこれは弁護士さんに余計なことはしゃべるなって言われているのかなどか思ったりとか、裁判官がかなり踏み込んだことをお尋ねしているのに、わかりませんでした、知りませんでした、当然証拠になるから云々というのがあるから、しゃべりたくなければしゃべらなくてもいいわけでしょうけれども、それが非常に、もうちょっと本心を言ってみたらと思うようなことを聞かれていると思うのに、それを非常に淡泊な答え方で、これは控え目に言っているんじゃないんだろうかなどということを感じて、どうも被告人さんが答えるのが、あるいは証人さんが答えるのが上辺だけの様な気がして、それは作戦といいましようか、何かそういうのがあるのかしらとか邪推いたしました。

司会者

それは、証人も被告人も両方ということですか、そういう印象をお持ちになったのは。

4番

お二人証人はいたしましたけど、お母さんのほうかな。

司会者

4番さんが御担当になった事件は、比較的そういう意味では難しい証人と被告人だったんですかね。

裁判官

そうですね。あの家族の場合は、家族のパーソナリティーの問題も結構あったかなという感じはして、そういうしゃべり方をする御家族だったということもあるのかなという気はしますけれども。

4番

それでしたらあれなんですけど、例えば弁護士さんに余計なことをしゃべらないほうがいいのか言われているのかしらとか思って、そんなことを考えたんですが、もう一人別の方を証人にしたほうがよかったんじゃないとかいうふうなことをつつい思ってしまうようなお答えの仕方だったので、それは仕方がないことだと思いますけれども、そんなふうに感じました。

司会者

一般的にこれはしゃべるなどか弁護士さんはおっしゃるんですか。

弁護士

特に公訴事実を争っていない事件であれば、しゃべるなどという話はありません。ただ、時間の制限がありますので、これは人によってはなんですけれども、私が1つしか聞いていないのに10も20もしゃべる方というのもいらっしゃるんです。そういう人に対しては、事前の打ち合わせですね、とりあえず質問に答えてね、ほかのことを言うと時間がなくなるからねという話はよくします。ただ、それをやってもよくしゃべる方はよくしゃべりますんで、困るなどというのがあるんですけれども。

司会者

そんなに弁護士さんの思いどおりにはならないということですよ。

弁護士

ならないです。

弁護士のことをそんなに彼らが信用してくれているのかどうか、そんなに弁護士に言われたからというのはあまりないです。

4 番

わかりました。

司会者

今たまたま出ましたけども、こういうほかの証人のほうがよかったんじゃないかみたいな、例えば調べた中でこういう人は証人に出てこなかったけど、こういう証人がいたらいいのになとか思ったとか、そういうことはありますか。特にそんな感じでもないですか。

6 番

証人というか、証拠なんですけれども、私の子どもの場合は殴って血が出た云々というのがあって、そういうのは最近でいえばいわゆる殴った人の手を調べて、そこから殴られた人のDNAが出てきているとか、ぱかっとそういうのがありますというのがあれば、ああ、殴ったんですねというのは一発でほぼ殴ったであろうということはわかるんですけども、そういうのがあったほうがわかりやすいというか、説得力が増すのかなという。

司会者

5 番さんもうなずいておられる。こんなの調べておけばわかるはずなのにといい証拠がないのはなぜか、検察官に伺いたいと思いますが。

検察官

もちろん必要があって、これは皆さんに見ていただいたほうがいいだろうという証拠は、恐らくどの検察官も皆さんにごらんくださいということで請求していると思いますので、恐らくこういうのがあるんじゃないかなって多分皆さんがイメージされたものが出てこなかったというときは、あまりそれにフィットするようなものがないという場合が多いのかなという気はします。

ただ、ほかの証拠とのバランス等の問題、例えばそこが被告人が争っているかどうかとか、認めているかどうかとか、そういったこととのバランスとかもいろいろ踏まえながら、要るものと要らないものを選別していったりすることもありますの

で、争点に関係するものでこれがあったら一発でわかるよねというのがあるような場合には、多分それは検察官もきっと出しているんだと思うんですけど、実際問題そんなに全ての事件で皆さんが刑事ドラマですとか2時間ドラマをごらんになってイメージしているような、すばんといくような証拠はなかなか見つかることもそんなに多くはないというのが現実問題なので、いろいろそのあたりも工夫しながらやっていかなきゃいけないなというふうに思っています。

司会者

全件DNA調べているわけじゃないんですよ、やっぱり。

検察官

そうですね。ばちっと出ていけば、こちらもやったと言って終わるんですけども、なかなか難しいところかなと思います。

司会者

書証の関係で、朗読された証拠が多過ぎて眠かったとか、飽きちゃったとか、そういうことは特になかったですか。1番さん、大丈夫でしたか。

1番

不満というか、証人喚問の人って辞退できるんだって。

司会者

1番さんの担当事件は、辞退したんじゃないくて来なかったんですかね。

1番

来なかったんですって。風邪か何か引いていて来なかったの、辞退できるんだというのはちょっと勉強になった。

司会者

できるわけじゃないですけど、たまたま来てくれなかったということでしたね。

1番

ああ、すっぽかしていいんだみたいな。

司会者

そういう人も、あれはどちら側の証人でしたかね。

1 番

多分弁護士だった・・・。

司会者

いや、検察官の請求証人でしたかね。

1 番

どっちか、証人って来なくてもいいんだ。

司会者

もともとあまり来てくれるかどうかわからないような証人だったような気がしますね。なので、証人もその証人の立場によってどこまで強く引っ張ってこられるかという問題もあるので、そのあたりも難しいことがありますかね。

裁判官

誤解を招くといけないので、証人の重要度によって、その証人を調べないとこの裁判は結論が出せないというような場合というのは、証人が来ないといっても強制的に連れてきますけれども、そこまで重要じゃなくて、いたほうがいいんだけど、いなくても大丈夫というような場合には、本人が体調を急に崩されて来れないとかいう話になったときには証人尋問を取り消したりすることもあります。補足です。

司会者

あと1つ証拠調べに関しては伺って終わりにしようと思います。

外国人の事件を9番さん御担当になったと思いますけど、通訳を介してだと時間が倍ぐらいかかっていると思いますけど、これについて何か御感想をお持ちになりましたか。

9 番

通訳の方がお話しになっているときとか、やっぱりすごく時間が長いなって思いました。日本語ってここまでの通訳なんだとか、すごく検察側と弁護人の話はよく

聞けるんですけど、通訳の方の話のときはちょっと眠気がして、ちょっと睡魔が、結構何度もそういう波が来ました。

司会者

なかなか厳しい状況ではあるということですよ。これは通訳しないわけにいかないんで、ちょっとあれですかね。何かいい方法を考えられるといいんですけど。

最後と言ったのに私聞き忘れていたことがあります。刺激の強い証拠というのがあった事件の方はいらっしゃいますか。何が刺激が強いかというと、皆さんが刺激が強いなと思われたものがあったかという質問でいいんですけど。これ見たくなかったなというのはありましたか。

3番

刺激、ビジュアル的なものは我々のほうはなかったんですけど、強姦だったものですから、それが結構細かく書かれていて、そういう意味でいうと、裁判の中でもそういう本当に行為を行ったところの細かいところは画面に出さなかったり、口頭で言わないで、裁判員の方は読んでくださいみたいな形にされていたんですけども、こんなこと言っちゃ変ですけど、変なポルノ小説よりも刺激的な文章では書かれていたかと思います。

司会者

それは、そういうことまで書かなくても判断できたかなというふうにお感じになりましたか。

3番

そこまでは要らないんじゃないかなという気は私はしましたけど。

司会者

必要に応じてやっぱり、わいせつな中身だとすると、必要最小限のところにとどめているのかなと。検察官に伺いますが、その辺はどうなんですか。

検察官

ちょっと事件によってとか、あるいは担当した検察官によってどこまでそういう



書類をつくるときに中身に盛り込んだりするかどうか、いろいろ考え方が違ってきたり、あるいは事件によって必要性が変わってきたりするところかなと思います。

中には、その事件の生々しさですとか悪質性というのをきちんと証拠にしておかなきゃいけないということで、ある程度具体的な描写ということをしていかなきゃいけない、それはもちろん事件によってはそういう事件もあると思いますし、私自身もそういうふうにしたことがありますので、それぞれなのかなというふうに思います。

やり方もいろいろあると思うんですけども、先ほど3番さんがおっしゃったみたいに、そういったものを公開の法廷で読み上げるのはいかがかということで、皆さんに黙読していただく形をとったりですとか、いろいろ裁判所や弁護士とも協議しながら、よりスムーズに皆さんに内容を理解していただけるようにということで今までも工夫しているところですが、今後もそういった中身の面についても考えていきたいなと思います。ありがとうございます。

司会者

今の御感想としては、そこまで詳しくなくても判断ができたかなということだということですよ。

3番

判断もそうなんですけど、それを書くということは多分被害者の方にそれを言わせている、言わせているという言い方は変ですけど、事情を聞かれているんだと思うんです。ちょっと被害者の方のことを考えるとかわいそうといえますか、どうなのかなというふうに思いました。

司会者

わかりました。それはぜひ検察官のほうに持ち帰っていただいて、そういう御意見があったということで、今後も検討していただきたいと思います。

あと、1番さんのときに被害現場の被害状況そのもののDVDを取り調べたと思うんですけど、あれはそんなにこんな見たくなかったみたいなことではなかった

ですか。

1 番

大丈夫でした。

司会者

大丈夫でしたか。何回か再生して見ましたよね。

1 番

はい。

司会者

それは、あの辺だったら大丈夫な感じですか。

1 番

まだあれぐらいだったら大丈夫です。

司会者

あれも必要があったかどうか、あれがなくても判断できたかどうかという点だと、  
どうですか。

1 番

逆に、あれがあったほうが判断しやすかったかなと。

司会者

という感じですか。

1 番

はい。

司会者

今話しているのは、車から転落するときの状況を交差点のカメラが撮っていて、  
そこがちょうど映っていたものですから、そこで本当に落ちて、転がっちゃうとい  
うか、そういう状況を映したものを証拠として評議の際にも何回か見たんですね。  
その件を言っているんですけども、その辺は大丈夫だったということによろしいで  
すか。

1 番

大丈夫でした。

司会者

それでは、時間も大分たちましたので、評議のほうに話を移したいと思うんですけども、まずちょっと頭を切りかえていただいて、今法廷での話をしました。

今度論告、弁論の話、今伺っていないんですけど、評議とセットにして伺っていかうと思いますが、論告、弁論を聞いて、審理が終わって、さて評議が始まりますという状況になったときに、一番最初に全体の事実認定というのはどの事件でもやっているかと思えますけれども、量刑を考えるということになったときに、最初のころに行為責任の話というのを恐らくどの裁判体でもやっていると思えますけれども、それは御記憶におありでしょうか。

どうやって刑を決めるのかということについての基本的な考え方を御紹介しますというようなお話を多分しているんじゃないかなど。

その説明ぶりについては、わかりやすさの点についてちょっとお伺いしたいんですけども、何のことを言っているのかというのはわかりやすかったですか、それともわかりにくかったですか。

要するに刑を決めるというのは皆さんは生まれて初めてやるわけで、何にもないところで、さあ、何年ですかといっても無理でしょうということで、今まで考えられている基本的な考え方がありますから、御紹介しますということでやっていると思えますが、やった行為です。この行為がどのぐらい悪いのかというのを決めるんですよと。そのハードルを乗り越えて、そういうことをやろうと思っちゃったことがどのぐらい社会的に非難されるか、そういうことも考えて決めるんですよと、そんな話をしていると思うんですけども、その話については皆さんはわかりやすさ、わかりにくさという点で、何か御感想、御意見あれば伺いたいと思うんですが。そもそも説明そのものはわかっていただけたかということはどうですか。

恐らく初めて接する物の考え方だったかもしれないと思うんですけども、それは

了解はしていただいた感じでしょうか。そうすると、刑を決めるという作業をしているときに、その基本的な考え方は自分で承知した上で考えていたというふうになっていましたでしょうか。どうですか。2番さんはどんな感じですか。

2番

実際に見せていただいて、こういうのでは何年、こういう事件では何年というのを大体見せていただいたんです。

司会者

データですか。

2番

データですね。なので、結構参考になったかなと思います。

司会者

それは、行為責任の話をした後に、じゃ具体的に何年になるのかという話になったときにデータが出ましたか。割と早目に出ましたか。

2番

早目だった・・・。

3番

皆さんに聞いて、こういう事件のどのぐらいの刑かわからない場合はこういうデータベースがあって、検索システムがあるんで、見れますよという御説明があって、最初にそれを見せちゃうと、考えが引っ張られちゃうんで、どうかと思うんですけどって裁判官の方が言われたんですけど、我々のほうは、そうはいつでも全然わからないんで、見せて欲しいというお願いをしたんで、割と早い段階でデータ検索のほうを見せていただきました。

司会者

そうすると、早い段階で見たことで影響力はどうでしたか。やっぱり引っ張られちゃったかなという感じがあるのか、いや、そうでもないのか。

3番

自分自身としては、そんなに引っぱられた感じはないと思います。

司会者

2番さんも。

2番

そういうことはなかったです。

司会者

そのデータとは別に、この事件のいろんな要素を検討していかなきゃいけないということはあったと思います。それはちゃんとやれたという感じですか。

3番

そうですね。

司会者

ほかの方はいかがですか。データ、皆さんごらんになったと思いますけど、今行為責任の話からデータの話にもう移りましたけれども、データは割と早目に見たなという方と、遅かったなという方といらっしゃるのでしょうか。9番さんは。

9番

私は、とてもいいタイミングで見せていただいたなと思うんですけど、最初はもう本当にそういう刑とか、そういうのはもう本当に違う世界のことなので、最初はもうわからないというところから入ってきたのが、いろいろ裁判官とかのお話とかを聞いたりとか、ほかの裁判員の方の意見などを聞いて、自分なりにいろいろなことが積み重なって、ああ、この方にはこのぐらいのというのが少し見えてきたので、何かすごくいいタイミングで見せてくださったなというのがあります。

司会者

8番さんはいかがですか。データに関しては。

8番

私も最初何も見ないで、どのぐらいでしょうかということ聞かれたときに、最初に、一番最初に求刑何年って、この事件のこの被告人は求刑何年って出ますけど、

ああ、やっぱりこれぐらいなんだろうなというのが頭から離れなかったので、やっぱりそれに近い年数を出したんですけど、でも後からそのデータとか、いろんな事例とかを見せていただいたときに、やっぱりそこで、この違いですか、こんなに、半分に、結果的には半分になったんですけども、ああ、やっぱりこんなに違うんだなということをちょっと感じました。データはとても参考になりまして、別に引っぱられたとか、そういうのは何もなくて、自分自身の、これでよかったのかなという事は思っています。

司会者

8番さんが御担当になった事件は、認定が起訴されたものと罪名が変わったんですかね。だから、量刑の基本的な要素が変わっちゃったんで、求刑とは全然違う刑になるというようなことが起きたんですかね。

8番

はい。

司会者

データに関しては、皆さんやっぱりこれはあったほうが、見たほうが良いという感じでよろしいですか。4番さん、どうぞ。

4番

データを見せていただきました。それで、その後3人の裁判官の方からいろいろ説明をしていただいたときに、難しそうなこともあるんですが、今この裁判官はこんなことを言っているんですよということで、近くのホワイトボードにその要点をまとめられて書いてくださった。

それから、今度は比較検討するための資料として表に書いてくださったということで、非常に視覚的にもわかりやすい進め方をしていただいたので、それは非常に私としてはわかりやすかったです。

それに、お三人が非常にうまく連携をなさっていたということで、ホワイトボードの使い方といいまじょうか、それが非常に巧みでしたし、私どもにわかっていた

だけですようにということがよくあらわれるような進め方をしていただいたんで、非常にそれは勉強になりましたし、助かりました。

司会者

そうすると、今ちょっと話が出たので、裁判官が自分の意見を言ったり、何か説明をしたりということがたくさん評議の場ではあったと思いますけれども、裁判官が何か話を、自分の意見を言ったりすることが、言い方がどうだったかとか、むしろ裁判官の話に引きずられちゃうというような心配はないかとか、あとは最後までなるべく裁判官が話をしないほうがいいんじゃないかと考えていた時期もあるんですが、そうすると裁判官だけ何で自分の意見を言わないんだと言われるような事態にもなり、いろいろなお考えの方がいらっしゃるので、ちょっと御意見伺いたいんですが、裁判官の意見の言い方とか、言う時期とか、そんなものについて何か違和感をお感じになった方とか、御意見ある方はいらっしゃいますか。今4番さんに言っていたのは、3者連携して整理して、わかりやすくしてくれたよみたいなことを言ってくださったんだと思いますけども、そのほかの方はどうですか。

6番

なかなか素人なもので、うまく言えるかどうかわかんないんですけども、私がやった事件は、最初強盗だったのが変わった事件で、何でかというと、殴った行為が強盗たるに値する程度の悪質なものかどうかというところがありますというところが一つのポイントだったと思うんですけども、正直強盗にならない殴り方というのがあるのかどうかというのがわかんなくて、ちょっとでも殴ったらそれは強盗なんじゃないのというのが全然法律を知らない一般市民、私個人ですけども、個人的な見方だったんですが、いやいや、それは違うよ、強盗になる暴行というか、殴りと強盗にならない殴りのラインがあるんだよという話を聞いて、なかなかその辺、言われれば確かにそのとおりなんですけれども、その辺を納得、最終的には納得したということなんですけれども、今それは正しいとは思いますが、そういった法律の解釈がいわゆる法曹の方の常識と一般のばらばらな、いろんな、その人な

りの生活をしてきた中で、自分の感覚がばらばらな中でどうやって統一を図っていくのかというのが難しいというか、そのとき法曹の意見が絶対正しいんですということではないと思うんです。

なぜかという、もしそうであるならば、わざわざ裁判員制度を始める必要がないのであって、そういったところ、裁判員ばらばらな感覚の中で、私はこう思うという意見を吸い上げつつ、今までの法律業界ではこういう考え方でしたというのを説明してもらったのがありがたかったといえればありがたかったんですが、その辺、もし最後まで納得できなかった場合は、やはり多数決でなってしまうって、今までの法律業界とは違った判断にもなってしまうというか、なってもいいというのを前提で裁判員制度があるのかなという印象・・・ちょっと言っている意味・・・。

司会者

言っている意味はよくわかります。

6番

本当に申しわけないというか。

司会者

それについて、じゃ合議体ではなかった方からコメントを。

裁判官

強盗致傷の罪名で起訴されて、傷害と窃盗に落ちたということですね。法律の解釈、法律をどういうふうにか考えるべきなのかというのは、これは解釈の問題なので、裁判官が判断することだというふうにはなっているんです。

ただ、その法律に当てはめるために証拠からどういう事実があったというふうにか考えられるのか、その事実は法律の解釈でいうとどこに当てはまるのかということについては、裁判員と裁判官との意見の違い、重みの違いということはないので、裁判員6名と裁判官3名の9人で一緒になって考えていきたいと思いますということになっているわけです。

今の事例でいいますと、強盗というのは人の抵抗を排除して財産を奪うという犯



罪で、窃盗というのはそうじゃない。人のすきを見て財産をとるところで、そこに決定的な違いがあるということになるわけです。

だから、暴行とか脅迫とかを使って相手の反抗、抵抗ができない状態をつくるんだということが強盗罪を認めるためには絶対必要になってくるということになるわけです。ここは、法律の解釈の問題になるわけです。じゃ、実際に被告人がやった暴力というのは、その相手の抵抗を排除できるだけのものと言えるのかどうか、これは事実の問題なので、裁判員の皆さんと裁判官とで話し合いをして決めていくと、最終的に一致しなければ多数決で決めると、そんな仕切りになろうかなというふうに思います。

6番

すみません。おっしゃることは重々承知で、あえて意見を言ったほうが今後いい裁判員制度になるかと思って申し上げているんですけども、それはおっしゃるとおりだと思うんですが、結局法律の解釈というのはいろんな解釈があるわけですよ。その法律業界の中でも一通りではないわけですよ。今回の強盗になるのか泥棒になるのかという点についてはもう統一しているのかもしれないですけども、必ずしも法律で見るといろんな意見、業界の中でもあったりするわけですよ。それとも、じゃ逆に言うと法律の解釈というのは1つしかないという。

参列者

強盗か窃盗かというのは、犯人が被害者の反抗を抑圧して、というのは最高裁判所も繰り返しそこが窃盗と強盗の違いだということで、最高裁判所も繰り返しそういう判断をしている法律解釈なので、そこを違う基準で考えるというのはやっぱり難しいですよという説明を裁判官も普通するんだと思います。

ただ、ちょっといい例が思い浮かびませんが、法律の解釈がまだ安定していないような問題も裁判員裁判の中で出てくることはあり得ると思うので、そういうのはもう本当に皆さんで、裁判官、裁判員の区別なく議論していくことになるのかなということですよ。

それから、法定刑の幅というのは別に窃盗と傷害の組み合わせでも、一応窃盗も傷害もいろいろあると。ただ、被害者の反抗を抑圧するほどの暴行じゃないと、傷害の上限とかにはなかなかいきにくいかなというところもありますけど、それでも反抗は抑圧していない、被害者のほうも強かった、すごいけんかになったみたいなときは、やっぱり加害者が与えた暴行の程度が物すごく重かったら何か強盗並みの量刑、窃盗と傷害でも強盗並みの量刑になることもやっぱりあるんでしょうし。

量刑は、まさにいろいろな行為の重さによって、被害者も強いから、反抗は抑圧していないけど、相当暴行の程度がひどいから、これはやっぱり重くなりますみたいな事件も中にはやっぱりあるということになってくるんだろうと思います。

司会者

そのあたりは、量刑のときにはそういう考えを皆さんで仕切り直して、じゃこの事件についてどういう刑にするかというときにはそれで考えていただいているんだろうと思いますね。

6番

もちろんそうです。

司会者

今6番さんがおっしゃっているのは、やっぱり最初その事件をごらんになって、万引きがちょっと店員さんを殴ったぐらいで、こんなのが強盗なのかと思ったと。でも、こういうのは、検察官が言うとおりでとすると強盗ということになりますよというのは一つの犯罪の成立要件を満たしているかどうかという話で、そうなのかと思われたところで、でもこのぐらいだと強盗じゃないかもしれませんねってすごく揺れ動いたから、恐らくどこが裁判員としての腕の見せどころかというところにちょっと疑問を持たれていたということがあるのかなと思いますよね。

6番

腕の見せどころというわけではないんですけども、やっぱり人の自由とか命を奪うわけですよね。そういった場合に、そういうのを引き受けて判断しなければいけ

ないので、じゃどうなんよというのを自分なりに納得するまでやっぱり考えていかないといけないのかなというのがあるって、それは業界の常識は業界の常識ですけども、やっぱり自分の常識との折り合いをつける中で、なかなか大変だったかなというのがあります。

司会者

こういう評議に関していろいろ裁判官の説明ぶりとか、意見を言う、言わない、あるいは言う時期などについて何か御意見あれば、忌憚のない御意見を伺いたいと思いますので、ほかの方でもあればおっしゃっていただいて結構なんですけど、何かございますか。1番さん、何かありますか。

1番

特にはないかもしれない。

司会者

2番さん。

2番

裁判官の方って、私たちの事件であったんですけど、4番さんと、3番さんちょっとどう思っているかわかんないんですが、なぜ宇都宮で裁判をすることになったのかというのがまず1つわからなかったんですね、私たちのところで。

司会者

そんな事件でしたっけ。

2番

どういう経緯で逮捕されたのかというのがわからなくて、たしかそれ被告人本人もわかっていなかったんですよね。裁判官に聞いたら、どうして宇都宮だったんですかねって裁判官の方もおっしゃっていたんで、その辺ってどの程度までを知っていて。

司会者

どうして起訴されたのが宇都宮だったかって、広域の事件をしていたんですかね。

ほかの土地でも。

2番

そうです。

3番

3か所で犯行に及んでいたんで。東北地方もあるし、北関東も、隣の県もあるしということですね。

2番

住まいも全然、住所が都内で。何で宇都宮って私たちは思って。

司会者

何で宇都宮という、検察官。裁判所は、起訴されたので、審理するという、多分そういう状況だったかと思えますけど。

参列者

1個は県内の犯行なので、多分裁判所としては管轄違いという判断は普通出せないパターンで、そうすると検察庁がオーケーだということになってくる。

2番

その逮捕の経緯についても裁判官に聞いてもわかんない。被告人もわかんないって言って・・・。

司会者

逮捕の経緯は、被告人はわかるんだと思うんですけど。

2番

聞いていないって言っていました。どうして逮捕されたのか自分でもわかんない。

3番

審理しているときに我々そののここをすごく知りたかったもんですから、裁判長に・・・。

参列者

どこに住んでいるときに、どこの警察署に逮捕されたかとか、そういう話がやっ

ぱりわかんなかった。

3番

というか、どういう経緯でその人を特定したのかというところ・・・。

2番

そういうのが全然わかんなくて。

3番

それで、裁判長に聞いたら、じゃ私のほうから聞いてみますよって言ってくださって、裁判の席で裁判長のほうから被告人に聞いてくださったんですけど、わかんないという。

司会者

捕まるときには何で捕まったのかわかんないという話ですよ。完全犯罪したつもりなのに。

検察官

恐らくもちろんその被告人がこの事件を犯したであろうという証拠がある程度集まったから、逮捕して、さらに起訴して、この人は絶対犯人に間違いないという立証もできるぞという自信があるから、検察官は起訴しているわけなんで、証拠は多分何らかの時から当然あったわけなんですね。

恐らく、ただ先ほど2番さん、3番さんの話を伺っていると、多分この事件、本人、その被告人が事件の犯人であるということに争いが多分なかった事件なんですね。ということで、恐らく皆さんに公判で見ていただく証拠の中から、どうしてこの人を犯人と特定したかというところの証拠をもしかしたらちょっとあまり出さなかったんでしょね。皆さんがわからなかったということは。

なので、そこがちょっと、あれっ、どうなったのかなというふうに皆さん疑問に思われたということにつながったのかなと思います。これ本当に事件によってとか、検察官によってもいろいろなんですけども、確かにそこが争点になっていないんで、要らないでしょうということを出さないというパターンもありますし、私自身、別

の事件をやっていたときに、犯人だということは認めているけれども、ひょっとしたら裁判員の方はその辺気になるかなと思って、そういう証拠をあえて少し簡単にまとめたものをお出ししたりするということもありますので、ちょっとそのあたり事件によってもいろいろかとは思いますが、ちょっと今後またいろいろ考えていきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

裁判官

これは別にレアな意見ではなくて、頻繁に出るんですね。

要するに被告人が間違いありませんと言っている事件になると、途端に検察官は逮捕された経緯の証拠を全部省略しちゃうんですね。そうすると、この人本当に、自分はそうだと言っているけど、本当に犯人なのというのはどこの証拠で認めればいいんだということは結構な割合で問題になります。だから、どこかの中で、本当に簡略でいいので、一部でもこういう経緯で被告人をいつごろ逮捕しましたというようなことをちょっと残しておいていただいたほうが裁判員の方も安心して判断できるのかなというところです。

参列者

弁護人の立場からは何かコメントありますか、今の問題は。

弁護士

今被告人が覚えていないという話があったと思うんですけど、多々あります。被告人が自分が逮捕されたのはなぜかとか、何で逮捕されたのかというのがよくわからないというのは非常によくある話なんで、それ自体もそんなに珍しい話ではないです。

ちゃんと警察の方が手続どおり、例えば令状を見せるとか、やったとしても、多分耳には入っているのかもしれないんですけど、そのまま流されちゃうと、多分逮捕されたことのショックとか一応あると思うんですけども、そういうのでよく覚えていないというのはありますね。

だから、覚えていないというのはよくあるんで、我々もそういうときは一応ちゃ

んと手続どおりやられたのかなということは注意して何とか。実際裁判の場には出されてはいないんですけれども、検察官の方から証拠を見せてもらって、逮捕の手続書なんかも出ていますんで、そういうのを見て、ちゃんと適法にはやられているんだということは弁護側としては一応は確認をしております。

司会者

本当にしょっちゅうその疑問は出てきて、皆さんが見ていない証拠は私たちも見えていないので、同じ証拠しか見ていませんので、裁判官も、さあということにどうしてもなってしまうんですね。今度は、検察官にも弁護人にも今の御意見を聞いていただいたので、御検討いただけるのかなと思いますが。

あと、今裁判官の意見の言い方とか何かについての話もしていたんですけど、多分皆さん紙に書いていただくという方式もとられていたのかなと思うんです、評議のときに。ポストイットに書く方式と紙にアンケート方式で書いてくださいみたいな方式とがあるのかなと思いますが、2番さん、3番さんのときはどの方式でしたか。

3番

ポストイットです。

2番

ポストイットです。

司会者

ポストイットですかね。ほかの方は、アンケート方式が多かったですかね。1番さん、アンケート方式。

1番

ポストイットです。

司会者

4番さん、5番さんは。

4番、5番

ポストイット。

司会者

6番さん，7番さん，8番さんは。あまり覚えていない。

6番

両方やったような。

司会者

両方。いろいろやったかもしれませんかね。

7番

両方やりました。

司会者

いろいろやりましたか。

8番

はい。

司会者

9番さんは。

9番

両方。

司会者

両方やりましたか。要するに何かしら紙に書いてくださいというお願いはしているんです。この紙に書いていただくということについては、御意見はどうですか。

7番さん，いかがですか。紙に書いてくださいと言われるのは負担だったかどうかとか。

7番

やっぱり紙に書いて，自分でやっぱり忘れてたりしちゃうんで，紙に書くということはやっぱり大切なことだと思います。じゃないと，何か紙に書いてみて，ああ，そうだなと思ったりするんで，言葉がないような部分で，やっぱり紙は必要だと思います。



います。

司会者

割と役に立っている感じですか。

7番

役に立っています。と思います。

司会者

急に7番さん、どうですかと聞かれてもすぐに返事が出ないときもあるけれども、紙に書いて張ってくださいと言われると、落ちついて書けます。そういうこともありますかね。では、紙に書いて意見を集約するという方式については、特に皆さんは違和感とか何かやりにくさとかというのはお感じではないと。

紙に書いて、それをもとにして多分すごく、それから議論が始まっているかと思うんですが、それは皆さんそうでしたか。議論は十分に尽くせたかという問題をちょっと伺っておきますが、主に今量刑の話で伺っているわけですが、どういう考えでこの刑にしようとかということについて、それぞれ御意見は言えたかというのは、特に言いにくかったなとかということがあるという印象の方はちょっと教えていただきたいんです。

紙に書いて、少なくとも皆さんの意見は一旦はボードに出ているので、それをきっかけとしていろんな話をみんなで話しているという多分やり方だったかなと思うんですけど。そうすると、論告、弁論という検察官の意見と弁護人の意見が評議する前に出ていますけども、それはどのぐらい役に立っていたかというのをちょっとお伺いしてもいいですか。

自分たちで量刑を考えるときに、検察官が言っていたことや弁護人が言っていた、最後に言っていた主張について、評議のときにすごく参考になったとか、そういう記憶のある方はいらっしゃいませんか。

3番

参考になったといいますか、最初の話とちょっと似ている話なんですけど、やっ

ぱり検察の方のほうがわかりやすいんです。弁護士側の話で、弁護士側の書かれているというか、読まれている話がうそっぽい感じがすごく。

司会者

中身の面ですね。

3番

ええ。

司会者

うそっぽい。

3番

うそっぽいという言い方は変なんですけど、論点がやっぱり検察側の方と弁護士側のところが同じ論点のところが争って、それで量刑云々ということになったんですけども、どうしても検察側の方のほうがすごく上手に、上手にというか、訴える・・・。

司会者

意見としてはフィットする感じのものですか。

3番

ええ、そうですね。その後の評定もやっぱりどっちかという検察側の方の意見に寄っていったかなという感じがしました。

司会者

最近、皆さんがなさっていただいたころ、そうだったかどうかというのはわからないんですけども、同じような事件の中で、これはこういう特徴があるから、同じようなものと比べると、その中でも重いほうですとか、軽いほうですとか、そういう意見の言い方というものもあることはあるんですけども、そういう意見の言い方があったほうがよかったかなとか、あまりそれは別に関係ないなと思うかって今想像してみただくことはできますか。

多分皆さんのときには、同じような事件の中でもこれは重いんですみたいな話は

そんなに出ていないんじゃないかなと思います。この事件はこういうところが特徴で、同じような形の事件の中でも重いほうですとか、これはちょっと軽いほうですとか、そういう話は出ていませんでしたかね、論告や弁論では。

それでも結局皆さんで考えていただいて、量刑はできているわけですけども、もしそういうふうに分けたような主張をされていたら、使いやすいかなという感じはしますか。そうでもないですか。データを見るわけなので、データの中で、このデータの中の重いほうですよ、軽いほうですよ、真ん中辺ですよみたいなことを言ってくれるといいかなと思われるのか、そういうことはそんなに感じなかったかなと思われるのか。データを使うからには、そのデータをどういうふうに生かすかという問題もあると思うんですけども、このあたり、何か御意見ある方いらっしゃいませんか。特別ないですか。印象で結構です。

3番

ちょっと印象に残ったのは、当然データベースですから、年代ごとに出ていまして、それで今回の事件みたいなやつは年々刑が重くなってきていますみたいな話は・・・。

司会者

性犯罪の話ですね。

3番

性犯罪は重くなってきていますという話はなっていて、確かにそういう傾向にはあって、特に裁判員裁判になってからは特に顕著に重くなっていきますみたいな、そんな話はされていましたが、多分我々もそういうような意見でまとまっていた。

司会者

それは、検察官から出ていた話ですか。

3番

そうじゃなくて・・・。

司会者

裁判所，評議の中で出た話ですか。

3 番

そうです。裁判官のほうからそういう話は。

司会者

データの説明として出てきていたわけですか。

3 番

はい。

司会者

それを検察官や弁護人が法廷でまとめの意見を言うときに言ったらどうだろうということについてはどうですか。

3 番

どうなんですか。そこはちょっとわかりかねますけども。

司会者

特にそうだといいなという感じでもないんですか。

3 番

なかったです。

司会者

検察官，弁護人から御質問，まとめて今までのところで何かあれば，していただきたいと思えますけど，ありますか。

弁護士

弁論の中で，恐らく検察官の方は皆さん求刑というのをされていると思うんですけども，弁護人のほうが求刑をされたという例は，実際その弁護人が言っていた方はいらっしゃいますか。これは何年ぐらいというような話を。

司会者

1 番さんですか。

1 番

言っていた。

弁護士

言っていらっしゃいましたか。

1 番

被告人が未成年だったんで、検察側は求刑して、弁護人は少年院に入れたかったという。

司会者

そこが量刑の分かれ目・・・。

1 番

量刑の分かれ目だったんで、一応弁護人が本当に少年院をかなり強く言っていたという印象があります。

司会者

2 番さん、3 番さんのところは。

3 番

我々のほうは、示談金を払っているんで、このぐらいの刑だろうというのは弁護人のほうから言われていました。

司会者

数字も言われたんですか。

3 番

言われました。

弁護士

私のときは言えなかったのは、私たちの主張だと裁判員の方へのデータがなかったんで、ちょっと根拠がなくて言えなかったんですけども、実際そういう弁護人のほうが求刑として何年ぐらいが相当だという話については量刑を考える際に頭の片隅にあたりましたかどうかという点なんですけど、お聞きしたかったのは。恐らく少年院かどうかというのはかなりお話をされたと思うんですけど、最後、量刑

を決めるときに、弁護人が何年ぐらいだと言っていたというのは特段気にしなかった感じですか。

3番

私は、あまり気にはならなかったです。

2番

というか、被告人の弁護士が何を言っているか全然わかんなかった。

3番

そうです。

2番

裁判長にもうちょっとちゃんと大きく、大きな声でしゃべってくださいと言われても、もごもご、もごもご、えっ、何を言っているの、何を言っているのというところで、求刑のところだけはしっかり何年と言って、ええっという感じだった。何を言っているかが全然わかんなかったんですよね、正直。

司会者

5番さんが大きくうなずいていますが、別の事件だったと思うんですけど、どんな感じなんでしょうか。

5番

証言とかでは被告人の方が結構口ごもってしまって、やっぱり、うんっ、うんっとなる部分が結構あったので、聞き取りにくかったという部分はすごく大きくうなずいてしまいました。

司会者

弁護人に限らず、ちょっといろいろ証人尋問でも被告人質問でも、聞き取りにくいという状況はあるということですか。

5番

はい。

司会者

それはわかります。裁判所のほうが、裁判長がちゃんともっと大きい声でしゃべりなさいとその都度注意しなきゃいけないというところもあるんですけども。マイクの性能はそう悪くないんですが、やっぱり立場上、元気に明るくはきはきしゃべるといふ状況にはないもんですから、なかなか聞き取りにくい。

3番

検察の方のほうははっきりしゃべっているんで、マイクの性能とか、そういう話じゃなくて。

司会者

ではないんですね。弁護士と検察官は、立場上はしっかり説明できる立場なので、証人や被告人とは違うんですね。プロとしてちゃんとやってもらわなきゃいけないですかね。4番さん、何か今手を挙げられましたか。

4番

いえいえ。弁護士さんが何年とかということをおっしゃるのかなとかって。ただ、情状酌量してくださいというようなことは必ずおつけに、必ずかどうかわかりませんが、つけられますから、こんなところで見るとね、弁護士って優しいのねって思っていて、それが弁護士の仕事なんだなというのがよくわかりますし、それはきっと配慮されて、判決が出るんだろうと思いますが、そういうことは感じました。

司会者

よろしいでしょうか。

弁護士

声の点も実は全国的にもやっぱり弁護士のほうが早口だったり、いろいろ言われているところでもありますので、なるべく改善をしていきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

司会者

そうしましたら、あと残り少ない時間になって恐縮ですが、報道関係の方が今日傍聴においでになっているので、もしプレス関係の方から裁判員経験者の方に

御質問あればお受けしますけども、いかがでしょうか。

朝日新聞

今日意見交換会という形でこの場に皆さん集まっていたいて、実際に裁判のときとはまた別の機会で、自分の裁判がどうだったかとかというのを思い返したりだとか、意見をやる機会が設けられたわけなんですけれども、こういった機会があったことに関する感想ですね。話せてよかったとか、そういった意見があればと思いますので、御感想をよろしくお願いします。

司会者

意見交換会自体に御出席になったことの御感想、お願いします。

1 番

裁判員裁判やっていたときは夢中だったんで、わかんなかったんですけど、今ちょっと月日がたってみると、すごく客観的にいろいろなことが見れて、感想も言えて、よかったと思います。

司会者

ありがとうございます。2番さん、お願いします。

2 番

今日の意見交換会は、すごくよかったと思います。正直ほかのした方がいらっしやるとは思っていなかったんで、何かまた聞いたら抽せんということを知ったので、今回また抽せんに当たって、すごくよかったなと思っています。やっぱりいろんな人の意見聞くのってすごく勉強になりますし、こうやって弁護士さんとか検事さんとか、裁判官の方たちと色々な話ができる、すごくよかったと思います。今後もこういうのってあったらいいなって思います。

司会者

ありがとうございます。3番さん、お願いします。

3 番

私もこういう機会与えていただいて、大変よかったなと思っています。できれ



ばこういう我々の言った意見が本当に反映されればもっといいかなというふうに思うのと、もう一つちょっと、こういう意見交換会というのが毎年やられているというふうに聞いたんですけども、そういうのをやっているということ自体、実は我々、私は全然知らなくて、裁判員になってからはもちろんわかっているんですから、知っているんですけど、それまではそういうのって全然知りませんでしたし、裁判員自体は浸透しているかもしれませんが、その流れとか、こういう意見交換会でさらに良くしようとしている行為みたいなPRというのがあまりされていないんじゃないかなという気がして、ぜひこういうのもやっているんだというのをPRされたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。4番さん、お願いします。

4番

裁判員制度って七、八年たつんだったでしょうか。

司会者

はい。平成21年からですね。

4番

昔、怒れる何とかの、11人の何とかという映画……。あのころ、映画を見たときには、日本じゃまだ根づかないよねなどと生意気なことを思っていたんですが、でもその人の感覚を生かすというようなことで始められたので、日本もそれほど捨てたものではないんじゃないかというふうに思いました。

とにかく最初選ばれるときは心がざわつくんじゃないかと思って、嫌だなと思っていたんですが、でもやったことによって、証拠に基づいて厳然としたところがあるんだから、判断するということがわかりましたから、それは非常に自分としてやってスッキリしましたし、ざわざわするとか、いらいらするとか、もし何かあったときはカウンセリングもありますよというようなことで御案内いただきましたけれども、それも今のところ心配ありませんので、そういうふうな万全の体制をとって

やっているんですから、それはいいことではないかなと。

願わくばあまりにも毛嫌いといいたまいませんか、守秘義務のことで、しゃべっちゃだめよって、聞かないわよって言われるような人が少なくとも私の周りにはおったものですから、それが非常に残念でならないなということを感じました。できればわかりやすくというふうに。

司会者

最初に言っていただいた守秘義務、過剰反応があるということについても裁判所ももう少しちゃんと宣伝したほうがいいかもしれないということですか。

4番

はい、そんな気がいたしました。やるからにはと思います。

司会者

今回の意見交換会に御出席になっての御意見としてはどうですか。

4番

それで、そういうことをお話ができるチャンスをいただいたということで、それから自分たちが携わった裁判のほかの方たちの意見が非常に聞けて、それがよかったと思いますし、いろんな考え方の方がいらっしゃるんだということがあって、私はまたさらに視野が広まったような気がいたしてよかったと思います。

司会者

ありがとうございます。5番さん、お願いします。

5番

もともと裁判員自体に選ばれたこともびっくりでしたし、今回こうやって意見交換会も抽せんで実は来ていたということにもびっくりですし、何か庶民なので、庶民の感覚とか目線とか、そういったものを何か声を拾っていただけるのならば、こういった会に参加する意義があるのかなと思って、今日ここに来させていただいたんですけど、本当に別の事件を扱った方たちにお会いできるというのも思っていなかったですし、すごく今日勉強になって、また機会があったら裁判員ってやってみ

たいなっってちょっと思いました。

司会者

ぜひよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。6番さん、お願いします。

6番

今までの方も皆さんお話あったかと思うんですけども、やっぱりほかの事件を担当した裁判員の方のお話を聞いたというのは1つ大きなことと、あとちょっとあほみたいな意見させていただいたんですけども、そういった意見を、1億分の1の意見なんですけれども、裁判員を通して感じたということ恩返しの的というか、本当にあほみたいな意見で申しわけないんですけども、そういったことを言える機会をつくっていただいたというのは非常にありがたいと思いました。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。7番さん、いかがでしょう。

7番

私も今日は意見交換会の皆さんとお話聞いて勉強になったり、社会勉強にもなったし、またうちでも新聞を見たりして、こういう事件はこういうんだなとか、いろんな事件に対しても興味深くなったり、すごく家族でもこういうのを勉強したよという話が出れば、お話ししつつあるし、いろんな面でも、さらにこういう意見交換会とか裁判制度がありがたくて、とてもうれしかったです。楽しかったです。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございます。8番さん、お願いします。

8番

何も知らない一般庶民に裁判官の方とか検察官、弁護士さん、手とり足とり、わからないことは事細かく丁寧に教えていただいて、なし遂げることができまして、本当にありがとうございますというふうに感謝をしたいと思えます。それとあと、

今日のこの意見をいい方向に反映していただいて、これからもずっと続けていって欲しいと思いますし、また万が一裁判員に選ばれたならば、またぜひ来たいと思っています。

司会者

よろしくお願ひいたします。今日心強い御意見を伺って、私はすごくうれしいんですけど。9番さん、よろしくお願ひします。

9番

昨日、同じ裁判員、ほかの裁判員の方と4人で会いまして、こういっただけを質問されるんですけど、どうでしょうというのを4人の方と話しまして、皆さん貴重な経験をさせていただいてありがとうございますということと、あとまたそういう通知が来たらぜひやらせていただきますって皆さんおっしゃっていました。

司会者

ありがとうございます。

9番

本当にありがとうございます。皆さんの意見を私はちょっとど忘れしちゃって、いろいろ言えなかったんですけど、代表で、皆さんありがとうございましたと言っていました。

司会者

ありがとうございます。いろいろ聞き取ってきてくださっていたんですね。代表としておいでくださっていたんですね。

9番

だけど、何も話ができないですみませんでした。

司会者

ありがとうございました。じゃ、この意見交換会自体に御出席になった9番さんの御意見は、今の御感想はいかがですか。

9番

もう本当にありがとうございますという言葉だけで、本当にこういう場に来させて  
いただいて、本当によかったと思います。いろんな方のお話も聞けて、今日また  
帰ったら、ほかの昨日会った裁判員の方にまた、よかったよという話をしたいと思  
います。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。朝日新聞の方、よろしいですか。今の御質問に対するお  
答えを一通り伺いましたが、それはそれでよろしいですか。

朝日新聞

はい。

司会者

次の質問があるのでしょうか。

朝日新聞

じゃ、すみません。今の質問ありがとうございました。もう一点質問させてくだ  
さい。今日のこの会について、また逆に話しづらいことがあったとか、今後同じ  
ような会があった場合、こういった点についてもうちょっと話せばよかったなみ  
たいな、今後これからの対する課題みたいなのがもし感じられた方がいらっしゃっ  
たらお話しただければと思います。

司会者

ということですが、いかがでしょうか。それはもう裁判所も伺いたいので、ぜひ  
忌憚のない御意見を。どうぞ、9番さん。

9番

私はすごい上がり症で、今ももうどきどき、どきどきしていて、いただいた資料  
で、こういうことを質問されますよというのに全部書いてきたんです。それがこの  
場になくて、あちらに。それがもう・・・。

司会者

そうなんですか。さっき持ってきていいですって言ったんですよ。

9 番

ですけど、お荷物をテーブルの上に置いておっしやったので、そのまま素直に置いてきてしまったので・・・。

司会者

それは失礼いたしました。私もさっきから皆さんのところにバインダーがないなあってずっと思っていて、多分こちらの手違いです。申しわけありません。次回以降は絶対そういうことがないようにいたします。でも、ちゃんとしゃべっていただいたんで、ありがとうございます。すみません。ほかに何か改善点あるいは御意見があれば、おっしやっていただければ。

朝日新聞

特になさそうですかね。

司会者

よろしいですか。

朝日新聞

そうですね。大丈夫です。

司会者

じゃ、御質問は。

朝日新聞

じゃ、もう一点だけいいですか。裁判員の会見とかでも話された方がいらっしゃるかもしれませんが、いざ実際に裁判を受けた後、自分自身が裁判で評議を、評決された後と前でどんな点が自分自身の生活で変わったのかとか、そういった点でもし変わった点とかがあったらお話伺えればと思います。

司会者

よろしいですか。裁判員を務めた後とその前とで何か考え方とか生活・・・。

朝日新聞

社会に対する目が変わったですとか。

司会者

変わった点があればということです。どなたからでも。じゃ、いいですか。メモもないのにごめんなさいという感じですけど、9番さんからお願いします。

9番

巻き込まれないようにしようと思いました。夜道を歩かないとか。すごくもうそういうふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。行動が慎重になるということですか。

9番

はい。

司会者

じゃ、ちょっと順番に伺っていいですか。どのぐらい考え方とか、新聞の見方も変わったとか、さっきおっしゃっていたかなど。では、8番さん、お願いします。

8番

テレビとか新聞とか、そういう事件に今まではそんなに関心なかったんですけど、すごく見入るようになりまして、この人は刑何年だろうかって、すぐそういう量刑のことを考えてしまうようになりました。

司会者

割とプロっぽい感じになりましたね。ありがとうございました。7番さん、いかがでしょう。

7番

私は、やっぱりこういう夜出かけたり、何か買い物に行ったりするのでも、自分で被害に遭ったりしないように、やっぱりいろんな面でも、家族にでもこういうことがないようにやっぱり現実に家族でもこういうのをさらに、さらに勉強して、いろいろ私もよく友達なんかとカラオケなんか行ったりしたときも、夜は危ないか

ら、出られない、慎まなくちゃと思いました。何か買い物とかカラオケとか、友達なんかとよく夜行ったりしたんですけども、やっぱりそういうのも控え目にしなくちゃと思って、何か感じました。

司会者

品行がちょっとよくなった感じ。

7番

よく友達同士とか、同窓会とか、そういうので、飲み会とか忘年会とか新年会とか、友達同士でもあったりするんで、やっぱりあまり夜は出かけられないなど、怖いなと思いました。

司会者

ありがとうございます。6番さんは、何か人生観変わったりしますか。

6番

人生観変わったということではないんですけども、今までは治安を守るとか、法秩序を守るというのは誰かがやってくれていることだろうという漠然とした期待というか、意識があったんですけども、自分が裁判員として実際判決を下すという作業に加わることによって、そういったことも含めて世の中で生きているという自覚を、そういったことというのは自分が生きている社会の中できちんと責任を果たしていかななくちゃいけないということを再確認できたというのが、人生変わったというほどではないんですけども、ちゃんと生きなくちゃいけないんだなということを感じました。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

5番

日ごろ目にする、耳にするニュースとかって他人事というか、どっちかという自分にはあまり関係のないことなんじゃないんかという意識がすごく強かったんですけど、こういうふうに関心を持って自分が裁判員裁判をやってみて初めて、やっぱり判決が下



されて、新聞に載るとか、そういったことになったときに、あっ、これ、この事件に対して自分は関わったという意識だったりとか、あとはやっぱり最後、判決を聞いたときの被告人の顔がやっぱりちょっと安堵した顔だったので、忘れられなかったりとか、犯行に使われた凶器の残像だったりとかがやっぱりふと思い浮かぶときがあるんです。

やっぱり、ああ、それだけ自分がすごいことに関わっていたんだって、携わっていたんだという実感がやっぱり、時々ふってよみがえってきて、実感したりするときがあるので、やっぱりこの裁判員をやったことでの生活観というのは変わった部分というのも多少なりともありますし、やっぱりそういうふうにも物騒だな、怖いなと思う事件に対しても、より意識を強く自分も、防犯的な意味も含めて、やっぱりちゃんと社会の波に乗って、ちゃんと秩序を守って生きていかなければいけないんだなというふうな実感を得ました。

司会者

ありがとうございます。もう相当集中してやっぱり考えていただいたということなんでしょうね。その残像がまだあるということですね。

5番

そうですね。赤の他人の方に対して自分たちが刑を科さなければいけないというその責任感がすごく重かったので、下手したらその人の人生の一部分かもしれないけど、刑務所に入れなければいけないとか、そういった状況になり得るところまで自分たちが議論し合ったというところはすごくプレッシャーではありました。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

4番

2つについてちょっとお話ししたいんですけど、量刑を決めるときに、何ををもって量刑を決めるかなということ、この被告人の方が今後更生していくのにふさわしい量刑はこのくらいというふうに考えると、懲役何年、執行猶予で保護観察付き

なんていうのがあるから、この方が更生していくのにはというので量刑を決めるといことで、それはわかりましたということなんです。

また、2番、3番さんのほうが言った性被害の、性の問題なんかのときに、事細かく書かないほうがいいというのもわかるんですけど、被害者の立場になったときに、その被害者はもう戻らないわけですよ。危険運転致死、危険運転何とかというのもありましたよね。そういうふうにして、どんどんそういう点で重くなっていますけれども、どうしても裁判のときには犯人のほうに注目が行きがちですが、被害を受けた方々の立場とか、そういうものを考えてきつと量刑がだんだん重くなってきたのではなかろうかなと思って、被害者の権利って意外と報われないことが多いような気がしますので、犯人を重い刑にすることが被害者を救うことだとは思いませんが、その辺のバランスといたしましょうか、どう考えても被害者のほうの人たちの気の毒さというのはいろんなものを行ったときのやるせなさみたいなのは残ってしまいますので、両方のバランスみたいなものをこれからも考えていかなければならないだろうなというふうに感じております。

司会者

ありがとうございます。要するに両方のバランスが大事だということを見事事件を見るたびに考えていただくというような視点をお持ちになったということですか。

4番

はい、そういうことです。

司会者

ありがとうございました。3番さん、いかがでしょうか。

3番

裁判員になって、前後で一番変わったのが、刑事ドラマの裁判シーンを見ていてすごく白けるというか、うそっぽく見えちゃって、それが一番大きい変化だったのと、それから自分娘がいるんですけど、娘に絶対ひとり暮らしはさせないぞというのが一番大きかったところだと思います。やってみていろんな意味で法律というも

のが割と身近に感じられるようになったのかなというふうには思っています。

司会者

どうもありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

2番

裁判員をやる前は、やっぱりテレビとか新聞の報道ってあまり、ああ、また事件みたいな感覚だったんですけど、何か事件があつたりするとご飯つくっていても手を止めてどうしたの、どうしたのという感じで、つい最近も小学校6年生が覚醒剤という話も、そんなのをちょっと見入ってみたりとか、子供5人いるんですけど、4人はもう独立しているので、何かやたらに連絡をとり合うように、メールをするようになって、娘がどうかしちゃったのみたいな感じで返ってきたりとか、子供とのやっぱり密なあれも多くなってきたので、やってみてよかったなと思いますし、やっぱり3番さんと同じで娘はひとり暮らしをさせたくないなというのはありますけど、でも状況によっちゃしょうがないので、気をつけるようにして、何かちょっとしたことでもあったら連絡なりメールなり入れておいてねというのは、今までそんな言ったことなかったのがそういう状態になったりとか。

司会者

家族の中にも目配りというか、気配りというか。

2番

そうですね。夫以外は目配りをするようになったというか。やっぱりバッジいただきましたよね。あれを写メで撮って写メで送って、嫌だからねって、あんたたちの裁判員になるのは。

司会者

そっちもですね。被害者だけじゃなくて。

2番

そっちもそうですね。裁判員に選ばれるのはいいけど、あんたらの裁判するのは嫌だよみたいな。決してこのバッジをもらうことはあっても見ることはしないでね

ということは言いました，やっぱり。

司会者

ありがとうございます。1番さん，お願いします。

1番

被告人にはなりたくないということですね，まず。当たり前のことなんですけど。

司会者

あの席には立ちたくないということですかね。

1番

ちょっとあの席は嫌ですね。傍聴席だったらいいけども。

司会者

傍聴席ならまた来てもいいかなという感じですか。

1番

ですね。あと，コンビニに行っても極力暗いところに車をとめなくなりました。明るいところをちょっと目指して車とめたり，夜のスピードはそこそこ出さないように気をつけるようになりました。

司会者

用心深くなりましたかね。

1番

用心深くなりました。

司会者

ありがとうございます。以上のような御意見ですが，よろしいですか。

朝日新聞

今の1番さんの話で確認なんですけれども，裁判員をされてからやっぱり裁判に興味を持って傍聴席に行かれたという方がもしいたら。

司会者

裁判員をやった後で裁判を傍聴しに来たということがおありですかという質問で

すね。それはないですかね。

(……)

司会者

よろしいですか。

朝日新聞

はい。じゃ、すみません。ありがとうございました。

司会者

以上で終了でよろしいでしょうか。時間が超過しましたが、所長のほうで御挨拶  
お願いできますでしょうか。

参列者

今日はお忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございました。発言一つ一つが貴重なものでございました。私どもの裁判員裁判のいろいろな運営の参考にさせていただきたいと思います。本日は、本当にありがとうございました。

司会者

長時間にわたりまして熱心に協議いただきまして、本当にありがとうございました。本日伺いました御意見、御感想を今後の裁判員裁判に生かしていけるように努力してまいりたいと思います。本日はどうも長い時間ありがとうございました。

以上で終了させていただきます。

以 上